

平成28年3月31日

各 位

会 社 名 東 京 電 力 株 式 会 社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コト`番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、昨年7月28日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月25日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

<参考：新・総合特別事業計画（抄）>

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu16_j/images1/160331j0302.pdf

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期するため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、金融機関への協力要請等について所要の変更も実施。
- 今回変更しないその他の項目については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更を検討。

2. 主な変更内容

○ 要賠償額の見通し

これまでの応諾実績等を踏まえた除染費用の見積額が増加したことや、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことによる増加等を踏まえ、要賠償額は約 5,831 億円増加し、7 兆 6,585 億円となった旨を記載。

＜要賠償額増加の内訳＞

- ・ これまでの応諾実績等を踏まえた除染費用の見積額の増加
：約 3,101 億円
- ・ 出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたこと等による増加
：約 2,730 億円

○ 金融機関への協力要請

- ・ 旧総特及び新・総特における協力要請を踏まえ、取引金融機関に対して引き続き与信の維持を要請（2017 年 3 月末日まで）。
- ・ 2016 年度の追加与信等については、公募社債市場復帰へ向けた取組状況等を踏まえ、引き続き協議を要請。

以 上